

## 防災気象情報の発令に伴う臨時閉所について

長崎市に「特別警報」等が発令された場合は、以下の基準に基づき臨時閉所等の判断を行います。

### 対象の防災気象情報

- ①「特別警報」(大雨・氾濫・土砂災害・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪)  
下線には【レベル5】が付されます。
- ②「警報」(暴風・暴風雪・大雪)【レベル3相当】

※「危険警報(レベル4)」については、所長の判断による。

### 判断時間及び対応

- ①警報が午前7時までに解除された場合 ⇒ 通常どおり開所
- ②警報が正午までに解除された場合 ⇒ 14時に開所
- ③警報が正午までに解除されない場合 ⇒ 終日閉所

※臨時閉所等の判断に公共交通機関の運休等はありません。

### 上記以外の臨時閉所

学生及び教職員の安全確保のため、所長の判断により臨時閉所とする場合があります。

- 【例】・開所中に対象の気象警報(暴風警報等)が発令 ⇒ 発令以降終日閉所  
・地震(震度5以上)、火災等 ⇒ 発生後閉所  
・計画停電など ⇒ 終日閉所

### お知らせ

- 単位認定試験や面接授業等の場合は、弾力的な対応を取ります。
- 防災気象情報の発令に伴う学習センターの対応については、学習センターウェブサイト、またはシステムWAKABA (学内連絡)でお知らせします。